

京都市交通局管理規程第5号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年11月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)